



台湾向け食品輸出に係わる原産地証明の申請について

本年 4 月 15 日より台湾側から日本食品の輸入に対して、一時的に都道府県別の産地証明の添付を義務づける輸入規制措置が発表されました。当会では台湾向けの食品輸出について下記の通り対応致します。

① 原産地証明書(下記の指示箇所)に“Shipper’s statement”と記載の上、 「商品生産地(都道府県)」を記載下さい。



例：兵庫県産のタマネギ、岡山県産の桃の場合

“Shipper’s statement”

Onion : Produced in Hyogo, Peach:Produced in Okayama

と矢印の辺りに記載

添付頂くインボイスにも同じ都道府県の記載が確認できる事が必要です。インボイスに記載のない場合製造証明、納品書等を合わせて提出をお願い致します。また原産地証明書の“Country of origin”の欄にも原産国の記載は必要です。

② 申請前に別紙、「誓約書」を当会に必ずご提出下さい。

誓約書は必ず輸出者(shipper)の方が作成して下さい。

当会にサイン登録をしても代行業者の方は誓約書の申請はできません。

作成の際は添付しております誓約書をコピーしてご使用下さい。

注 意 事 項

- 台湾向け食品の輸出のみを対象としております。他の申請については現状通り変更はありません。
- これによって、台湾税関での円滑・簡易な通関を保証するものではありません。
- 本様式の原因証明の有効性は当会が保障するものでなく、現地税関の最終的な判断となります。
- 今回の対応は一時的措置であり、情勢により事前通知なしに内容変更する場合がありますので、予めご了承下さい

お問い合わせ

台湾向け食品輸出に関する原産地証明書への産地記載に関する誓約書

平成 年 月 日

一般社団法人 神戸貿易協会 御中

会社名： ⑩

部 課 名：

担 当 者：

電話番号：

弊社申請の台湾向け日本原産地証明書に記載の産地は、すべて真実かつ正確であり本件に関する一切の責任を弊社が負いますことを誓約致します。

併せて、貴会の指示があるときは、製造証明書、納品書等の当該輸出品の産地がわかる資料を速やかに提出することを誓約致します。